

和歌山工業高等専門学校国際交流推進室規則

制 定 令和 2年 4月 22日

最近改正 令和 4年 1月 26日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における国際交流の推進を図るため、和歌山工業高等専門学校国際交流推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(業務)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 海外機関との学術交流協定に関する事。
- 二 海外機関からの教職員及び学生の受入れに関する事。
- 三 海外機関への教職員及び学生の派遣に関する事。
- 四 学生の短期留学プログラム（受入れ及び派遣）の企画及び実施に関する事。
- 五 外国人留学生に係る生活指導及び外部団体への対応に関する事。
- 六 外国人留学生相談員に関する事。
- 七 その他本校の国際交流に関する事。

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 副室長
 - 三 室員
 - 四 事務職員 2名
- 2 室長及び副室長は、室員を兼ねることができる。
- 3 推進室に、学術交流担当、国際教育担当、留学生担当を置く。
- 4 推進室は、必要に応じて、関係委員会等と連携・協力し、業務を行うものとする。

(室長)

第4条 室長は、教授のうちから校長が指名する。ただし、学校運営上特に必要と認めたときは、准教授から指名することができる。

- 2 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、校長の命を受け、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、室員のうちから校長が指名する。

- 2 副室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任

者の残任期間とする。

3 副室長は、室長の職務を補佐し、室長に事故あるときは室長の職務を代行する。

(室員)

第6条 室員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学科教員 各1名
- 二 総務課長
- 三 学生課長
- 四 その他校長が必要と認めた者

2 校長は、学科教員からの室員指名に当たり、国際交流に対する多様な意見に配慮するよう努めるものとする。

3 第1項第一号及び第四号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

5 第3条第3項に規定する担当は、学科教員から指名された室員をもって充てる。

(国際交流推進アドバイザー)

第7条 国際交流推進室の業務遂行に必要な専門的事項についての企画、立案及び調査並びに助言を得るため、校長が指名する教員若干名を国際交流推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として置くことができる。

2 アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(国際交流委員会)

第8条 推進室の運営に関し必要な事項を審議するため、国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 室員
- 四 教務主事補 1名
- 五 学生主事補 1名
- 六 寮務主事補 1名
- 七 その他校長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会に副委員長を置き、副室長をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

7 委員会に、特定事項について助言等を行うため、委員長補佐を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 教員の派遣及び受入れ並びに海外の機関との協定に関する事務は、総務課において処理する。

2 学生の派遣及び留学生の受入れに関する事務は、学生課において処理する。

3 委員会に関する事務は、関係する係等の協力を得て、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、推進室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 和歌山工業高等専門学校国際交流委員会規則(平成15年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から適用する。